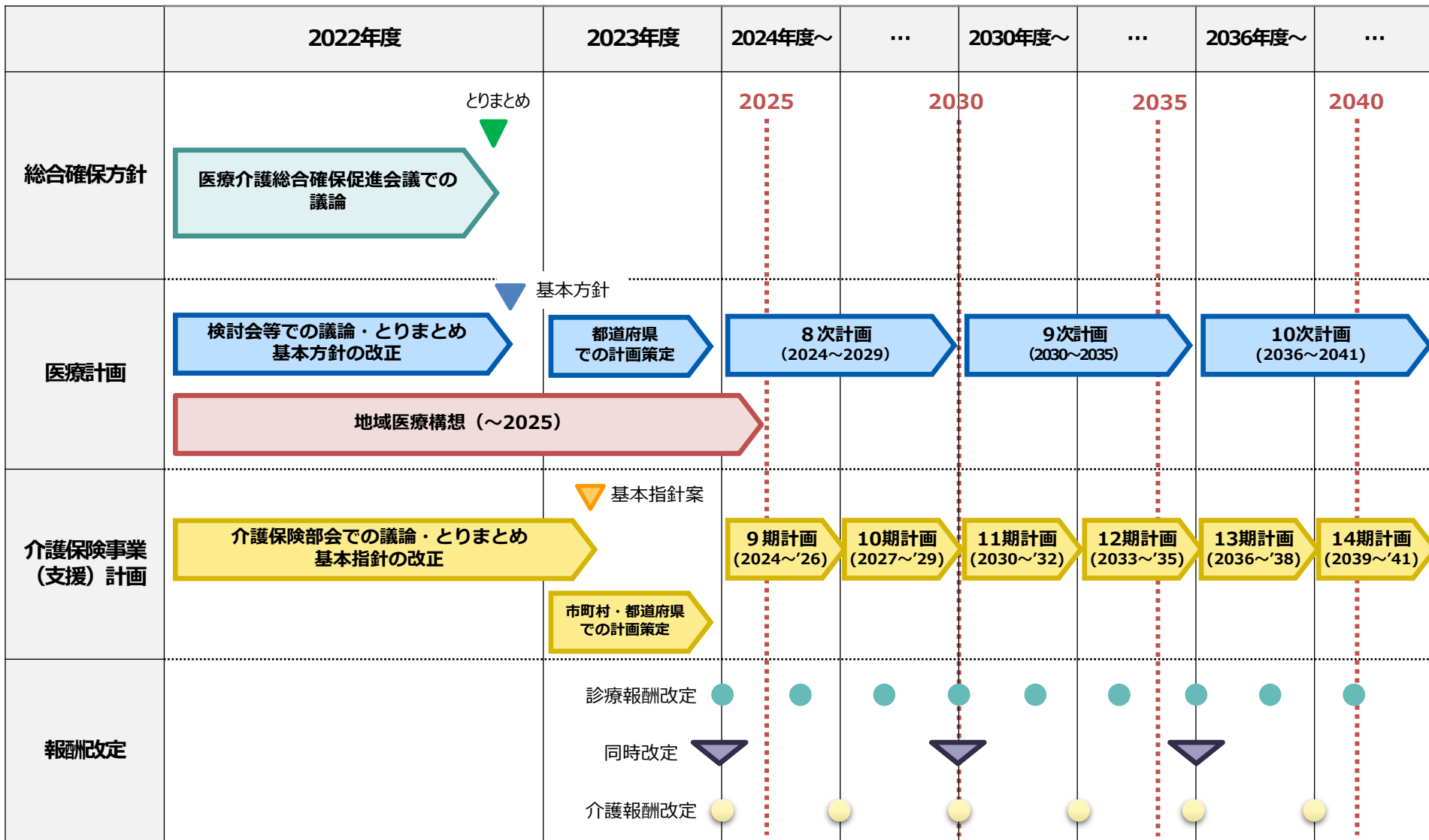


基本指針について(参考資料)

厚生労働省 老健局

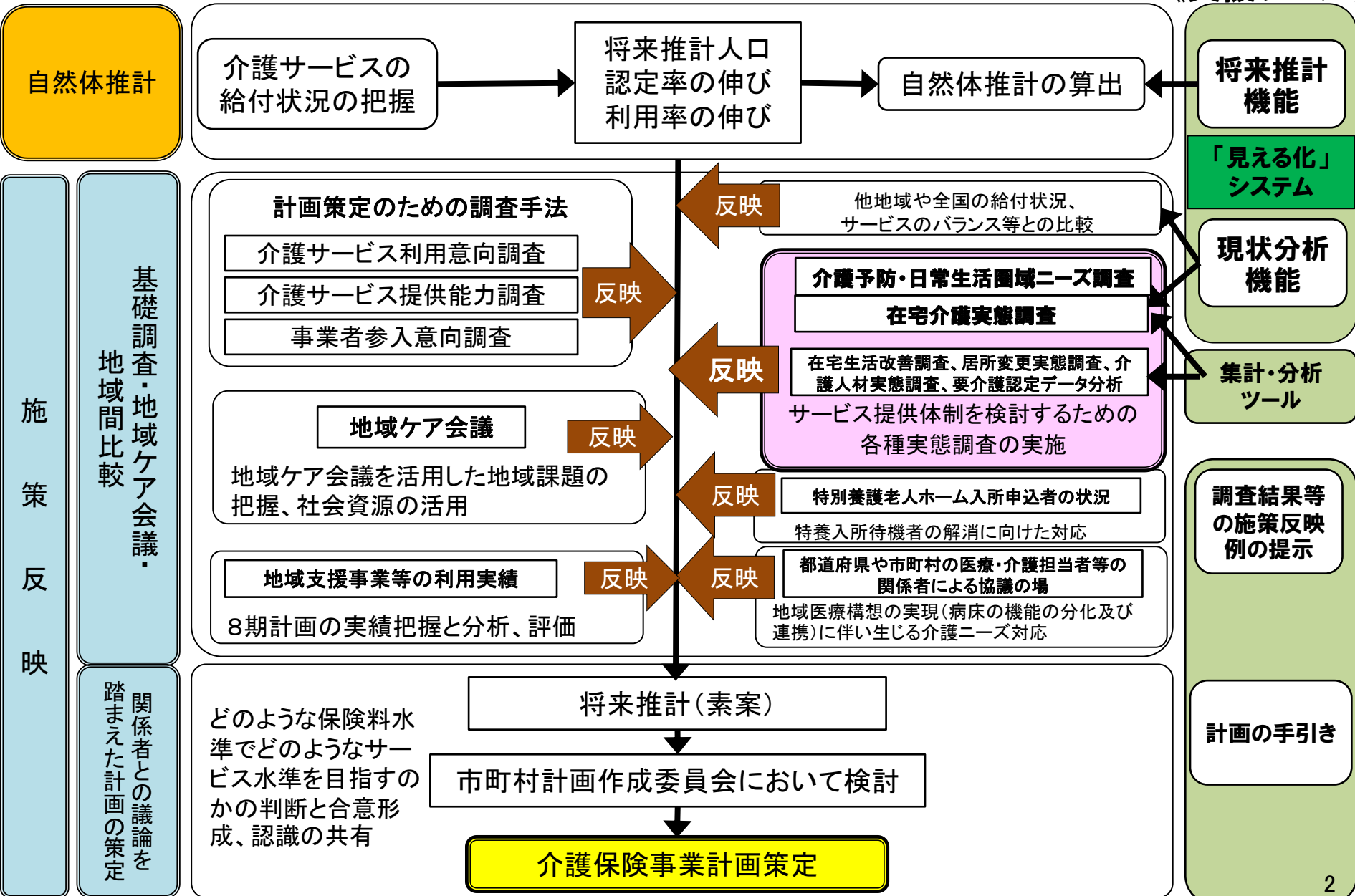
医療介護総合確保方針、医療計画、介護保険事業（支援）計画に係るスケジュール



第9期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールのイメージ

《作成プロセス》

《支援ツール》



(参考)介護保険法(平成9年法律第123号)の市町村介護保険事業計画における記載事項に係る規定

(市町村介護保険事業計画)

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 二 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項
- 四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策
- 三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
- 四 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項
- 五 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 六 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- 七 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、教育、地域づくり及び雇用に関する施策その他の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項
- 八 前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第29条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第5項に規定する登録住宅(次条第3項第6号において「登録住宅」という。)のそれぞれの入居定員総数(特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第41条第1項本文、第42条の2第1項本文又は第53条第1項本文の指定を受けていないものに限る。次条第3項第6号において同じ。)
- 九 地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

(参考)介護保険法(平成9年法律第123号)の都道府県介護保険事業支援計画における記載事項に係る規定

(都道府県介護保険事業支援計画)

- 第118条 都道府県は、基本指針に即して、3年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画(以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。)を定めるものとする。
- 2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み
 - 二 都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項
 - 三 前号に掲げる事項の目標に関する事項
- 3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
 - 二 介護サービス情報の公表に関する事項
 - 三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項
 - 四 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - 五 介護予防・日常生活支援総合事業及び第115条の45第2項各号に掲げる事業に関する市町村相互間の連絡調整を行う事業に関する事項
 - 六 前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び登録住宅のそれぞれの入居定員総数
- 4 都道府県介護保険事業支援計画においては、第2項各号に掲げる事項及び前項各号に掲げる事項のほか、第2項第一号の規定により当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の混合型特定施設入居者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることができる。
- 5～11(略)

第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。

※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。

※第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。

2 地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載

○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定

○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）

○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載

○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載

○PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載

○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

○認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）

○教育等他の分野との連携に関する事項について記載

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載

○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載

○総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載

○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載

○文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

7 災害や感染症対策に係る体制整備

○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針（抜粋）

～サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項①～

<地域包括ケアシステムの基本的理念>

○ 市町村及び都道府県は、次に掲げる点に配慮して、介護給付費等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を図り、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの構築に努めることが重要。

- 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進（詳細は次ページ）
- 2 介護給付等対象サービスの充実・強化
- 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制整備
- 4 日常生活を支援する体制の整備
- 5 高齢者の住まいの安定的な確保

○ 今後は包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが重要。

<2025年及び2040年を見据えた目標>

○ 第6期（平成27年度から平成29年度）以降の市町村介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置付け、各計画期間を通じて2025年までに地域包括ケアシステムを段階的に構築するとともに、2040年を見据え介護サービス基盤を計画的に整備することとし、第7期の達成状況の検証を踏まえた上で、第8期の位置付け及び第8期期間中に目指すべき姿を具体的に明らかにしながら目標を設定し、取組を進めることが重要。

<医療計画との整合性の確保>

○ 市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画において掲げる介護のサービスの見込み量と、医療計画において掲げる在宅医療の整備目標が整合的なものとなるよう、必要な事項についての協議を行うことが重要。

<地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進>

○ 市町村を中心として、サービス提供者、多様な専門職や機関、地域住民等が地域の課題を共有し、資源開発、政策形成につなげ、情報通信技術等の活用も図りつつ、地域づくりに取り組むことが重要。

<地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上、業務の効率化及び質の向上に資する事業>

○ 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に携わる質の高い人材を、安定的に確保するための取組を講じていくことが重要。加えて、少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいくことが不可欠。

第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針（抜粋）

～サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項②～

＜高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止の推進＞

- 介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態又は要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を理念としている。
- 住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携の推進、口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進など、地域の実態や状況に応じた様々な取組を行うことが重要。
- 高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止の推進に当たっては、機能回復訓練等的高齢者へのアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる生活環境の調整及び地域づくり等により、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。
効果的なアプローチを実践するため、地域における保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、高齢者の自立支援に資する取組を推進することで、要介護状態等になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指すことが重要。
その際には、多様なサービスである短期集中予防サービスや、地域ケア会議、生活支援体制整備事業等の事業と連携し進めることが重要。
- 運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できるようにすること、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指すことも重要。
- 要介護者等がその能力に応じ自立した日常生活を営むためには、要介護者等に対するリハビリテーションに係るサービスが計画的に提供されるよう取り組むことが重要。

第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針（抜粋）

～サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項③～

<介護に取り組む家族等への支援の充実>

- 市町村で実施している家族介護支援事業に加え、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に出向いた相談会の実施、企業や労働担当部門との連携など、地域の実情を踏まえ、家族等に対する相談・支援体制の強化を図ることが重要。

<認知症施策の推進>

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、次の1から5までに掲げる柱に沿って認知症施策を進めることが重要。
 - 1 普及啓発・本人発信支援
 - 2 予防
 - 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
 - 5 研究開発・産業促進・国際展開

<高齢者虐待の防止等>

- 高齢者虐待については、高齢者虐待防止法が施行された平成18年度以降、増加傾向にあり、対策が急務となっている。このため、次に掲げる地方公共団体における高齢者虐待防止の体制整備が重要。
 - 1 広報・普及啓発
 - 2 ネットワーク構築
 - 3 行政機関連携
 - 4 相談・支援

<介護サービス情報の公表>

- 都道府県においては、介護サービス情報公表システムを通じて、各介護事業所・施設の介護サービス情報を公表しているが、適切に実施されるよう、必要な人材の養成等の体制整備を図ることが重要。
- 市町村においては、情報公表システムが、介護が必要になった場合に適切なタイミングで利用者やその家族等に認知されるよう周知していくとともに、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくために有益な情報と考えられる情報を収集した上で、情報公表システムを活用する等、情報公表に努めることが重要。

<効果的・効率的な介護給付の推進>

- 質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要。

第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針（抜粋）

～サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項④～

<都道府県による市町村支援、都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携>

- 都道府県は、市町村の方針を尊重しながら、市町村における介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施等を支援することが重要。
- 都道府県が市町村を支援するに当たっては、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の管内市町村に係る評価結果を活用し、小規模市町村をはじめ、市町村の取組状況を踏まえたきめ細かい支援を行い、地域全体の底上げを図ることが重要。
- 介護給付等対象サービス事業者に対する指導監督等については、都道府県と保険者である市町村が十分に連携して対応していくことが重要。
- 市町村相互間の連携に関しては、地域の資源を有効に活用するためにも、地域の実情に応じて、近隣の市町村と連携して地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、要介護者等の実態に関する調査の共同実施、市町村介護保険事業計画の共同作成、介護給付等対象サービスの共同利用等の広域的取組を推進することが重要。

<介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進>

- 高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、PDCAサイクルを活用して市町村の保険者機能及び都道府県の保険者支援の機能を強化していくことが重要。

<保険者機能強化推進交付金等の活用>

- 都道府県及び市町村においては、保険者機能強化推進交付金等を活用して、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含めて、各種取組の一層の強化を図ることが重要。

<災害・感染症対策に係る体制整備>

- 近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、都道府県及び市町村においては、次の取組を行うことが重要である。
 - 1 防災や感染症対策についての周知啓発、研修及び訓練の実施
 - 2 災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備
 - 3 都道府県、市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築

第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針（抜粋）

～介護保険事業（支援）計画の作成に関する基本的事項①～

<基本理念、目的、地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等>

- 市町村及び都道府県は、各地域の地域的条件や地域包括ケアシステムの深化・推進のための地域づくりの方向性を勘案して、基本理念を定め、地域包括ケアシステムの特色（都道府県によっては市町村の支援内容や支援体制）を明確にした計画を作成することが重要。
- 目標及び施策を地域の実情に即した実効性のある内容とするため、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査・分析、評価を行い、その結果を公表し、地域住民を含めた関係者へ周知することが重要。

<2025年度及び2040年度の推計、第8期の目標>

- 市町村は、介護サービスの種類ごとの量、保険給付費、地域支援事業の量・費用、保険料の水準に関する中長期的な推計を行い、示すよう努めるものとする。その際、都道府県が定める地域医療構想を含む医療計画との整合性を図ることが重要。
- 都道府県は、市町村が推計した2025年度及び2040年度において必要となるサービスの種類ごとの量の見込み等を勘案し、都道府県全域及び老人福祉圏域ごとに必要な介護サービスを明らかにすることが重要。
その上で、2025年度及び2040年度に都道府県において必要となる介護人材の需給の状況等を推計し、中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を定めることが重要。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた第8期以降の各計画期間を通じた段階的な充実の方針、その中での第8期の位置付け、第8期の具体的な施策により目指す目標を定めることが重要。

<目標の達成状況の点検、調査、評価、公表>

- 介護保険事業（支援）計画については、各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要。
- 市町村及び都道府県は、各年度において、計画に高齢者の自立支援、重度化防止及び介護給付の適正化に関し、取組と目標を記載するとともに、施策の実施状況及び目標の達成状況に関する調査及び分析をし、計画の実績に関する評価を行い、公表するよう努めることが定められた。
当該評価を実施するに当たって、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用することが可能。
- こうした評価を踏まえて、必要があると認められるときは、次期計画に反映するなど必要な措置を講ずることが重要である。

第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針（抜粋）

～介護保険事業（支援）計画の作成に関する基本的事項②～

<要介護者等地域の実態把握>

- 現状をもとに将来の人口構造の変化等により見込んだサービスの種類ごとの量に加え、これに施策を反映するため、介護保険事業計画作成委員会等の場において、地域ケア会議等により把握された地域課題や実態調査の結果等に基づき、幅広い地域の関係者において十分な議論を行い、議論を通じて地域の関係者の共通理解を形成しながら、市町村介護保険事業計画を作成するように努めることが重要。
- 2040年までの保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もある一方、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者も多いことから、各市町村における中長期的な人口構造の変化の見通し等を勘案して、計画を作成することが重要。

【市町村介護保険事業計画】

○市町村は次の取組により、要介護者等の実態を把握

①被保険者の現状と見込み

- ・人口推計や各種人口統計等により、人口構造、被保険者数、要介護者数、認知高齢者数等の現状と見込みを設定

②保険給付や地域支援事業の実態把握と分析

- ・地域包括ケア「見える化」システムをはじめ、各種調査や分析システムを活用し、地域における保険給付等の動向や特徴を把握

③調査の実施

- ・被保険者のサービスの利用に関する意向等を把握
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、介護離職を防止する観点の調査など各種調査の実施

④地域ケア会議等における課題の検討

- ・地域ケア会議における個別事例検討による課題分析
- ・生活支援コーディネーター等が把握している高齢者の生活支援等のニーズ

【都道府県介護保険事業支援計画】

- 人口構造、被保険者数、要介護者等の数、施設の定員数、介護サービス従事者数、介護サービスの利用状況等を都道府県全域及び老人福祉圏域ごとで定めることが重要。
- 計画期間中及び将来的な人口構造、被保険者数、要介護者等の数を都道府県全域及び老人福祉圏域ごとで定めることが重要。
- 都道府県は、特別養護老人ホームへの入所を必要とする高齢者の状況、医療療養病床の介護保険施設 等への転換の予定等に関する調査を行い、その結果を市町村に提供するなど適切な支援を行うことが重要。
- 市町村において計画作成に必要な様々なデータの利活用が推進されるよう、都道府県が支援を行うことも重要。

第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針（抜粋）

～介護保険事業（支援）計画の作成に関する基本的事項③～

<計画作成のための体制整備>

○ 市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画を作成するに当たっては、次に掲げる体制整備を図るものとする。

【市町村介護保険事業計画】

①市町村関係部局相互間の連携

計画の検討、立案及び推進は、地域包括ケアシステム構築の推進に向けて極めて重要な過程であり、庁内一丸となって取り組むよう努めることが望ましい。

②計画作成委員会等の開催

学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者及びその家族、費用負担関係者等の幅広い関係者の意見を反映することが必要。

③被保険者の意見の反映

計画を作成する際、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

④都道府県との連携

市町村は、計画を作成するに当たっては、都道府県と意見を交換するなど、市町村と都道府県との間の連携を図ることが重要。

【都道府県介護保険事業支援計画】

①都道府県関係部局相互間の連携

計画の検討、立案及び推進に当たっては、関係部局が相互に連絡を取り問題意識を共有し、協力して必要な施策に取り組むよう努めることが重要。

②計画作成委員会等の開催

学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者、介護給付等対象サービス利用者及びその家族、費用負担関係者等の中から都道府県の判断により参加者を選定し、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等を開催することが重要。

③市町村への支援

老人福祉圏域を単位として広域的な調整を進めるため、市町村に対し、市町村介護保険事業計画の作成に必要な助言をするとともに、市町村と意見を交換するための協議の場を設ける等、より緊密な連携を図っていくことが重要。

小規模な市町村等については、地域における介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する広域的取組が求められることに鑑み、都道府県は、老人福祉圏域等を勘案して、複数の市町村による広域的取組に協力することが望ましい。

第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針（抜粋）

～介護保険事業（支援）計画の作成に関する基本的事項④～

<他の計画との関係>

- 介護保険事業(支援)計画は、法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとするのが重要。

【市町村介護保険事業計画】

- ①市町村老人福祉計画との一体性
- ②市町村計画との整合性
- ③市町村地域福祉計画等との調和
- ④市町村高齢者居住安定確保計画との調和
- ⑤市町村賃貸住宅供給促進計画との調和
- ⑥市町村障害福祉計画との調和
- ⑦市町村健康増進計画との調和
- ⑧生涯活躍のまち形成事業計画との調和
- ⑨市町村地域防災計画との調和
- ⑩市町村新型インフルエンザ等対策行動計画との調和
- ⑪福祉人材確保指針を踏めた取組
- ⑫介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組
- ⑬認知症施策推進大綱を踏まえた取組

【都道府県介護保険事業支援計画】

- ①都道府県老人福祉計画との一体性
- ②都道府県計画との整合性
- ③医療計画との整合性
- ④都道府県地域福祉支援計画等との調和
- ⑤都道府県高齢者居住安定確保計画との調和
- ⑥都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和
- ⑦都道府県障害福祉計画との調和
- ⑧都道府県医療費適正化計画との調和
- ⑨都道府県健康増進計画との調和
- ⑩都道府県住生活基本計画との調和
- ⑪都道府県地域防災計画との調和
- ⑫都道府県新型インフルエンザ等対策行動計画との調和
- ⑬福祉人材確保指針を踏まえた取組
- ⑭介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組
- ⑮認知症施策推進大綱を踏まえた取組

第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針（抜粋）

～介護保険事業（支援）計画の基本的記載事項①～

【市町村介護保険事業計画】

- 1 日常生活圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定

【都道府県介護保険事業支援計画】

- 1 老人福祉圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定
- 4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整
- 5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針（抜粋）

～介護保険事業（支援）計画の基本的記載事項②～

＜各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み＞

【市町村介護保険事業計画の記載事項】

- 各年度における介護サービスの種類ごとの量の見込み
※ 算定に当たっての考え方を示すことが重要。
- 市町村及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型サービス（居住系・施設サービス）の必要入所（利用）定員総数

【都道府県介護保険事業支援計画の記載事項】

- 各年度における都道府県全域及び老人福祉圏域ごとの介護サービスの種類ごとの量の見込み
※ 算定に当たっての考え方を示すことが重要。
- 都道府県全域及び老人福祉圏域ごとの居住系・施設サービスの種類毎の必要入所（利用）定員総数

【老人福祉圏域を単位とする広域的調整】

- 介護サービスの量の見込みについて、都道府県は市町村と意見を交換して、老人福祉圏域を単位とする広域的調整を図ること。
- 2040年までの保険者ごとの介護ニーズの動向を踏まえ、各老人福祉圏域内の広域的調整を踏まえて、必要な施設整備量を勘案することが重要。

【市町村介護保険事業計画との整合性の確保】

- 介護サービスの量の見込みについては、市町村介護保険事業計画における数値を老人福祉圏域ごとに集計して、この結果を更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県介護保険事業支援計画における数値と一致するよう、都道府県は、市町村と調整することが重要。
- 特に、市町村が市町村介護保険事業計画において掲げる介護サービスの見込量と、都道府県が医療計画において掲げる在宅医療の整備目標について整合的なものとし、医療及び介護の提供体制を一体的に整備していくための協議の場を設ける等、市町村介護保険事業計画との調和が保たれたものとするが重要。

第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針（抜粋）

～介護保険事業（支援）計画の基本的記載事項③～

<介護サービスの量の見込みの勘案事項①>

（要介護者等の地域の実態の反映）

- 各年度の介護サービスの種類ごとの量の見込みについては、市町村における高齢者人口の動向、介護給付等対象サービスの給付の実績を分析し、評価するなど要介護者等の地域の実態を踏まえた上で設定。

（要介護者数の見込み方）

- 要介護者等の数の見込みを定める際には、各年度における高齢者人口の動向、総合事業及び予防給付の実施状況及び見込まれる効果を勘案して、地域の実情に応じて定めることが必要。

（広域調整の必要性）

- サービスの量の見込みを定める際には、サービス利用に際した地域間の移動や、住民のサービス利用の在り方も含めた地域特性や都道府県による老人福祉圏域内の広域調整を踏まえることが必要。

（介護離職ゼロ実現に向けた基盤整備）

- 「介護離職ゼロ」の実現に向けて、特に都市部では高齢者人口増加に備え、特別養護老人ホーム等従来からの介護サービスに加え、特定施設入居者生活介護も含めた効果的な介護基盤整備を行うことが重要。その際、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいの設置状況を把握するほか、所得の多寡により入居先の確保が困難になることがないよう留意することが必要。

（人口減少が見込まれる地域における整備方針）

- 一方、人口減少が見込まれる地域では、関係サービスの連携や既存施設の有効活用等の工夫により、必要な介護サービスの機能を地域に残すことを考える必要がある。老朽化した施設の建て替えや必要な修繕を計画的に行うとともに、中長期的な人口構造の変化の見通しを踏まえながら、必要な介護サービスが提供されるよう、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、地域を支えるという視点で整備を進めることが重要。

（在宅サービスの充実）

- 在宅サービスの充実を図る観点から、例えば在宅生活における必要なサービスに柔軟に対応しやすい地域密着型サービスを地理的配置バランスも勘案して整備することなどを考慮しながら、必要なサービスの種類ごとの量の見込を定めることも重要。さらに、地域で作成した認知症ケアパス及び認知症の人を含む精神科病院からの退院者を地域で受け入れることを踏まえたものとするよう留意することが重要。

第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針（抜粋）

～介護保険事業（支援）計画の基本的記載事項④～

<介護サービス量の見込みの勘案事項②>

（特別養護老人ホーム入所申込者の状況を踏まえた整備）

- 入所申込者が多数存在する特別養護老人ホームについては、保険者である市町村において、入所申込みを行っている要介護者等のうち、介護の必要性や家族の状況等により、当該施設以外では生活が困難であり、真に入所が必要と判断される被保険者を適宜の方法で把握し、その状況も踏まえた上で、必要なサービスの種類ごとの量の見込みを定めること。

（有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等の勘案）

- 各サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たっては、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、市町村全域及び日常生活圏域ごとの当該地域におけるこれらの設置状況や、要介護者等の人数、利用状況等を必要に応じて勘案すること。

（医療療養病床からの転換意向の反映等）

- 各入所・居住系サービスの必要入所定員総数には、
 - ・医療療養病床及び指定介護療養型医療施設が介護保険施設等に転換する場合、
 - ・介護老人保健施設（平成18年7月1日から平成29年度末までに指定介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換したものに限る。）が介護医療院に転換する場合における当該転換に伴う利用定員又は入所定員の増加分は含まないものとする。
- 各年度における市町村ごとの医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護サービスの量の見込みについては、都道府県と連携し、主に介護を必要とする高齢者が利用している医療療養病床の数及びそれらの高齢者の介護給付対象サービスの利用に関する意向、医療療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を把握した上で、介護サービスの種類ごとの量の見込みに含めて見込むこと。

（特別養護老人ホームに係る広域調整）

- 大都市部において、他の老人福祉圏域との間で特別養護老人ホームの必要入所定員総数の調整を行った場合は、その調整内容を都道府県介護保険事業支援計画に定めるとともに、調整の考え方を示すことが重要。
加えて、大都市部において、地域コミュニティや地方公共団体間のつながりが強いなどの特別な事情により、他の都道府県内の要介護被保険者に係る特別養護老人ホームへの入所必要人数を双方の都道府県が把握し、都道府県の区域を越えて必要入所定員総数の調整を行った場合は、双方の都道府県介護保険事業支援計画にその調整内容を定めるとともに、調整の考え方を示すことが重要。

第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針（抜粋）

～介護保険事業（支援）計画の基本的記載事項⑤～

<各年度における地域支援事業の量の見込み>

【市町村介護保険事業計画の記載事項】

○ 各年度における地域支援事業に係る事業の種類ごとの量の見込み

※ 算定に当たっての考え方を示すことが重要。

①総合事業の量の見込み

・事業実績に加え、ガイドラインを参考にしながら、従前相当のサービスと多様なサービスのそれぞれについて、地域のニーズや資源等の地域の実情を踏まえた必要な量を見込む必要がある。

・その際、費用の額の見込みのほか、サービスを提供する事業者・団体数や利用者数を見込むように努めること。

・通いの場の取組については、多様なサービスにおける短期集中予防サービスや、地域ケア会議、生活支援体制整備事業等の事業と連携して進めることが重要。

※ 通いの場に参加する高齢者の割合を2025年までに8%とすることを目指している。

②包括的支援事業の事業量の見込み

地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業のそれぞれごとに、事業内容や事業量の見込みを定めること。

※ 地域支援事業の量の見込みについて都道府県介護保険事業支援計画の記載事項はない。

第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針（抜粋）

～介護保険事業（支援）計画の基本的記載事項⑥～

<高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止の推進>

【事業実施に関する基本的事項】

- 介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態又は要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を理念としている。
- 住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職等との連携の推進、口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進など、地域の実態や状況に応じた様々な取組を行うことが重要。
- 高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止の推進に当たっては、機能回復訓練等の高齢者へのアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる生活環境の調整及び地域づくり等により、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。
効果的なアプローチを実践するため、地域における保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、高齢者の自立支援に資する取組を推進することで、要介護状態等になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指すことが重要。
その際には、多様なサービスである短期集中予防サービスや、地域ケア会議、生活支援体制整備事業等の事業と連携し進めることが重要。
- 運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できるようにすること、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指すことも重要。
- 要介護者等がその能力に応じ自立した日常生活を営むためには、要介護者等に対するリハビリテーションに係るサービスが計画的に提供されるよう取り組むことが重要。

第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針（抜粋）

～介護保険事業（支援）計画の基本的記載事項⑦～

<高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止の推進>

【市町村介護保険事業計画の記載事項】

- 「高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に関する取組及び目標」を設定。
- 例えば、以下のような取組とその目標を計画に設定することが考えられる。
 - ①地域住民含め、地域の関係者に対する地域で目指すべき方向性についての考え方の共有に関する取組
 - ②高齢者自身が担い手として活動する場を含む、住民主体の通いの場等の創出や、これらの担い手の養成
 - ③多職種が連携した地域ケア会議の定期的な開催
 - ④生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体の活動
 - ⑤就労的活動支援コーディネーターによる高齢者個人の特性や希望に合った就労的活動のコーディネート
- 目標については、数値目標等の客観的な目標を設定するように努めることが重要。また、リハビリテーションに関する目標の設定に当たっては、国が示すリハビリテーションサービス提供体制に関する指標を現状把握や施策の検討の参考とすることが望ましい。

【都道府県介護保険事業支援計画の記載事項】

- 「市町村が行う高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に関する取組への支援に関する取組及び目標」を設定。
- 例えば、以下のような取組とその目標を計画に設定することが考えられる。
 - ①都道府県内外の先進事例の収集と情報提供
 - ②管内市町村の要介護認定率や介護給付費等の分析等を通じた多角的な地域課題の把握の支援
 - ③専門職等の関係団体、県単位での自治組織や社会福祉協議会、大学等との連携体制の構築
 - ④市町村職員等に対する研修の実施
 - ⑤各市町村の地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職等の安定的な派遣等に関する都道府県医師会等の県下の医療関係団体との調整
 - ⑥リハビリテーション提供体制の計画的な整備
- 目標については、数値目標等の客観的な目標を設定するように努めることが重要。また、リハビリテーションに関する目標の設定に当たっては、国が示すリハビリテーションサービス提供体制に関する指標を現状把握や施策の検討の参考とすることが望ましい。

第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針（抜粋）

～介護保険事業（支援）計画の基本的記載事項⑧～

<介護給付適正化の取組と目標>

【事業実施の基本的事項】

- 都道府県は、市町村等の関係者から幅広く意見及び事情を聴取し、介護給付の適正化を推進するための方策を定めるとともに、必要に応じて市町村に対し、実施上の技術的事項について必要な助言をすることにより、介護給付の適正化事業の一層の推進に取り組むことが重要。
- 市町村は、地域の実情やこれまでの介護給付の適正化の取組を踏まえ、実施する具体的な取組の内容及び実施方法とその目標等を定めるとともに、国保連合会の適正化システム等を活用しながら、都道府県と協力して一層の推進に取り組むことが重要。

【市町村介護保険事業計画の記載事項】

- 「介護給付の適正化に関する取組及び目標」計画に設定。
- 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合及び介護給付費通知といったいわゆる主要五事業、地域の実情に応じた介護給付の適正化に資する多様な取組の取組内容と目標を計画に設定。
- 全事業を実施することが直ちに難しい市町村においては、縦覧点検・医療情報との突合、介護保険制度の要でケアプランの点検及び介護給付の適正化を進める上で効果的と考える適正化事業の三事業を優先して実施し、それでもなお実施が難しい場合にあっては、都道府県を通じて国保連合会への委託も検討することが重要。
※ 市町村介護給付適正化計画を別に策定することも可能。

【都道府県介護保険事業支援計画の記載事項】

- 「市町村が介護給付の適正化に関する取組への支援に関する取組及び目標」を設定。
 - 市町村の取組への支援に関する目標の策定に当たっては、市町村と支援内容等の意見交換を行うとともに、市町村介護保険事業計画における目標を十分に踏まえた内容とすることが重要。
 - 例えば、以下のような取組とその目標を計画に設定することが考えられる。
 - ・各年度において、要五事業の取組状況を点検し、その結果に基づき対策を講ずるとともに、都道府県が中心となって国保連合会と連携し、市町村に対する支援を行う。
 - ・縦覧点検・医療情報との突合について、都道府県内の全市町村が国保連合会に委託するよう働きかける。
- ※ 都道府県介護給付適正化計画を別に策定することも可能。

第8期介護保険事業（支援）計画の基本指針（抜粋）

～介護保険事業（支援）計画の任意記載事項～

【市町村介護保険事業計画】

- 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
 - (一)在宅医療・介護連携の推進
 - (二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
 - (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
 - (四)地域ケア会議の推進
 - (五)高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
- 4 人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項
- 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- 6 認知症施策の推進
- 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- 9 市町村独自事業に関する事項
- 10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
- 11 災害に対する備えの検討
- 12 感染症に対する備えの検討

【都道府県介護保険事業支援計画】

- 1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項
 - (一)在宅医療・介護連携の推進
 - (二)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
 - (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
 - (四)地域ケア会議の推進
 - (五)介護予防の推進
 - (六)高齢者の居住安定に係る施策との連携
- 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
- 3 人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項
- 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 5 認知症施策の推進
- 6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
- 7 介護サービス情報の公表に関する事項
- 8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
- 9 災害に対する備えの検討
- 10 感染症に対する備えの検討